

平戸市農業委員会第2回総会議事録

■開催日時：令和3年5月26日（水）9時30分～10時50分

■開催場所：平戸市役所3階会議室

■農業委員：19人中17人出席 欠席委員：1番、4番
※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 林事務局長 浅田参事兼班長 植野主任主事 大石主任主事

■関係課 山中農林課主事補

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告第3号 農地法第5条第1項第8条の規定による転用届について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

報告第5号 使用貸借解約通知書について

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受
適格証明願について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 非農地通知取消について

議案第12号 非農地通知申出について

議案第13号 第2回農用地利用集積計画(案)について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程 1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和3年度平戸市農業委員会第2回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程 2 会長あいさつ</p> <p>委員の皆様、おはようございます。本日は第2回総会にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>今年は、例年より梅雨が20日ほど早いようで水稻については進められているようです。事故がないように気をつけてください。</p> <p>さて、先日20日に会長・局長会議がありましたが、コロナの関係でウェブ会議となりました、参加するように事務局へ来ていましたが、大雨の関係で急遽欠席となり、局長のみの参加となっています。後ほど説明を頂きたいと思っております。</p> <p>本日は、議案が6件、報告3件となっております。最後までご審議いただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、農業委員1番、4番委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして川村会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に6番、7番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>

事務局	<p>■日程第4 会務報告</p> <p>次に日程第4、5月の会務報告及び6月の会務予定について事務局が報告いたします。</p> <p>それでは5月の主な会務報告をいたします。(5月会務報告を報告) 次に6月の行事予定を申し上げます。(6月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは次回、6月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を6月25日(金曜日)午後1時30分とし、場所は、平戸市役所3階会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を6月25日(金曜日)午後1時30分とし、場所は、平戸市役所3階会議室において行うことといたします。</p>
事務局	<p>来月の総会について、今決定を頂きましたが、ご存じのように現在、コロナ対策の関係で4月・5月総会を農業委員のみ招集して行っていますが、今年度の事業推進等、推進委員も含めて研修・協議を図らなければなりませんので、コロナ対策の関係も出てきますが広い会場での開催も考えていますので、会場が変更になるかもしれないことをご了承ください。</p>
会長	<p>■日程第5 議事</p> <p>《報告第3号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届について》</p> <p>次に、「報告第3号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届」について、事務局からの報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>届出人については、記載のとおり、届出農地ですが、度島町字飯盛、地目は畑で、1,806㎡のうち4㎡、用途としては、無線基地局、農地種別は農振農用地、事由としては、携帯電話基地局建設のため。契約については賃貸借権で行ないます。</p> <p>この案件は、農地転用不要案件になります。認定電気通信事業者が、有線電気通信のため線路、空中線系や中継施設を建設する場合、農地転用許可は不要のため、許可不要案件として届出を提出し</p>

事務局	<p>て頂いた案件になります。 スライド説明 以上、報告します。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第3号を終わります。</p> <p>《報告第4号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について》</p> <p>次に、「報告第4号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約」について、事務局からの報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は4・5ページになります。5ページをお願いします。</p> <p>整理番号1番 貸人、借人は記載の通りです。 貸借農地、生月町南免字人食、現況地目「田」面積922㎡ 契約内容は備考欄の通りです。 この案件は12月総会において既に農地法第3条の所有権移転申請済みの農地で解約をしていなかったものです。 報告第4号の説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第4号を終わります。</p> <p>《報告第5号 使用貸借解約通知書について》</p> <p>次に、「報告第5号 使用貸借解約通知書」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は6・7ページになります。7ページをお願いします。</p> <p>整理番号1番 貸人、借人は記載の通りです。貸借農地、下中野町字永田、現況地目「田」面積754㎡外3筆計4筆 合計8,919㎡。契約内容は備考欄の通りです。なお解約理由は借り人の変更によるものです。 整理番号2番につきましてはご一読をお願いします。 なお解約理由は、2番につきましても借り人の変更によるものです。 報告第5号の説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質</p>

	<p>疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第5号を終わります。</p> <p>《議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について》 次に、「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は8・9ページになります。9ページをお願いします。</p> <p>整理番号1番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。 申請地ですが、獅子町字山口2500番、地目は田で59㎡の1筆で経理規模拡大のため所有権移転の申請であり、取得後の経営面積は21,578㎡となり獅子地区の下限面積をクリアしています。 つづきまして、整理番号2番 譲渡人、譲受人については記載のとおりとなっております。 申請農地ですが、獅子町字山口2516番1、地目は田で、地積597㎡外2筆、合計1,586㎡となっております。取得後の面積23,164㎡になり、獅子地区の下限面積40aをクリアしています。 次に整理番号3番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。 申請農地ですが、生月町里免字敷之坊2782番、地目は田で、地積575㎡、取得後の面積3,853㎡になり、生月地区の下限面積30aをクリアしています。理由は経営規模拡大のため、売買による所有権移転申請です。 次に整理番号4番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。 申請農地ですが、無代寺町字寺田162番1、地目は田で、地積3,278㎡、取得後の面積15,149㎡になり、津吉地区の下限面積40aをクリアしています。理由は経営規模拡大のため、売買による所有権移転申請です。 以上4件です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第8号を原案のとおり原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>

<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 8 号を原案のとおり、許可することで決定いたします。</p> <p>《議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について》</p> <p>次に、「議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 10-11 ページをお願いします。</p> <p>本案件は、農地の競売、公売の入札に農地を取得できないものが参加することを未然に防止するため、入札に参加する際、必要な書類として、今回、農地法第 3 条の許可を受けられることを証明するための証明書発行に係る審査になります。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>出願人は記載のとおり、申請農地 田平町小手田免字ウルシヲ、地目は田で 995 m²外 3 筆、計 4 筆 1,556 m²、自作で、出願人の現在の耕作面積 28,203 m²であり、下限面積 50 アールを超えております。事由については農業経営規模拡大のために新たに農地を取得したいため、備考欄に記載しておりますが、出願人は売却区分、2-83、を予定しております。</p> <p>農家従事日数は 150 日以上であり、且つ、農機具等の所有状況等、農地法第 3 条の資格審査事項であります、全部効率利用要件を満たしており問題はないと思われまます。</p> <p>整理番号 2 番</p> <p>出願人は記載のとおり、申請農地 鮎川町字村田、地目は田で 1,040 m²、自作で、出願人の現在の耕作面積 11,133 m²であり、下限面積 50 アールを超えております。事由については農業経営規模拡大のために新たに農地を取得したいため、備考欄に記載しておりますが、出願人は売却区分、2-20、を予定しております。</p> <p>農家従事日数は 150 日以上であり、且つ、農機具等の所有状況等、農地法第 3 条の資格審査事項であります、全部効率利用要件を満たしており問題はないと思われまます。</p> <p>今回は、平戸市が実施する公売であり、チラシ等において周知がなされておりますが、公売方法については入札、公売日は令和 3 年 6 月 1 日となっております。</p> <p>耕作目的での取得を希望しており、落札者となった場合には、農地法第 3 条の許可要件を満たしていることを証明するものです。したがって、今回の出願人が落札者となった場合、後日、提出される農地法第 3 条の規定による許可申請書については、証明時と事情が異なっていなければ、総会での審議を経ずに許可することになります。</p> <p>(スライド説明)</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第9号について、原案のとおり決定することに皆さんご異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議案第9号を原案のとおり証明することで決定いたします。なお、買受適格者が落札された場合は、農地法第3条の許可については総会を得ずに発行することになりますので申し添えます。</p> <p>《議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について》 次に、「議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書13ページをお開きください。 整理番号1番 申請人については、記載のとおりとなっております。</p>
<p>3番委員</p>	<p>申請農地ですが、前津吉町字万弥吉217番1、地目は畑で、地積317㎡、用途は、資材置場、農地種別は第2種、事由としましては、申請人(受人)は定置網漁をしている漁師だが、漁網等の置場がないため今回の申請地について売買により利用するとのこと。 (スライド説明) 以上の1件について、ご審議のほどよろしく申し上げます</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
<p>12番委員</p>	<p>議案10号、整理番号1番の補足説明を行ないます。 令和3年5月17日 午前11時30分頃から、南部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局で現地確認を行ないました。 今回の申請地については、住宅地周辺にあり、昭和43年頃より、一部住宅が建っているなど、違反転用となっておりますが、数年前に、土地所有者が建物を撤去し、再生しておりましたが、農地としての利用はない状況でありました。 今回の計画の中では、全面を舗装するようになっていますが、道路側溝に面しており、雨水については、特に問題は発生しないと思います。 また、周囲の農地については、県道や市道により寸断されており、まとまった農地もなく、日照、通風等による影響はないように見受けられました。 今回の案件については、特に問題はないかと思われま</p>

12番委員	ご審議のほど、よろしく申し上げます。
会長	関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。
3番委員	新任委員もいるので、農地法3条による売買と5条による売買の違いについての説明が必要ではないか？
事務局	ご説明をいたします。3条については農地を農地利用のまま所有権移転を行うことで、5条については農地の転用（宅地とか雑種地など）を行うための所有権移転が絡んだ申請になります。
会長	いいでしょうか。ほかにありませんか。それでは、質疑を終結し採決に入ります。 議案第10号について、原案のとおり決定することで、皆さん、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第10号を原案のとおり許可することで決定いたします。
	<p>《議案第11号 非農地通知取消について》</p> <p>次に、議案第11号「非農地通知取消」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 14ページをお開きください。</p> <p>令和2年8月28日に開催した農業委員会総会において、農地法第2条第1項の規定による農地に「該当しない」と判断した土地について、土地所有者より申出があり、再調査を行った結果、農地に該当すると判断したため、非農地通知を取り消すものです。</p> <p>議案書 15ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番 宝亀町字原左田1258番 他4筆、地目は畑で、地積計 2,721㎡について、5月17日 午前10時頃 中部地区農業委員、推進委員、土地所有者代理人、事務局で現地調査を行いました。</p> <p>航空写真では山林原野化しているようにみえますが、実際の現場では、一部梅などが植えられており、また、農地へ再生作業中でした今後、農地として使用していくとのことから、今回、非農地通知を取消します。</p> <p>以上の1件について、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

会長	ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。
会長	(質疑なし)
	質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第11号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第12号 非農地通知申出について》
	次に、議案第12号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。
事務局	議案書 16ページをお開きください。 参考の欄で、線が引いてあるとおり、農地の所有者から該当農地が農地に該当しないことの証明を依頼された場合、農業委員会は、総会又は部会の議決により判断を行うこととなっております。 議案書 17ページをお開きください。 整理番号1番 申出人については、記載のとおりとなっております。 申出を受けた土地について、大石脇町字中江ノ川内 130番2、地目は畑で、地積 56㎡ であります。(スライド説明) 位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり原野化しております。また、現況におきましても、原野化しております。 整理番号2番 申出人については、記載のとおりとなっております。 申出を受けた土地について、主師町字小水 711番、地目は畑で、地積 計 790㎡ であります。(スライド説明) 位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり山林化しております。 また、現況におきましても、山林化しております。 以上の2件について、ご審議のほどよろしく願います。
会長	事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順に願います。
8番委員	議案12号 整理番号1番の補足説明を行いません。 令和3年5月17日 午前10時30分頃から、中部地区農業委

8 番 委 員	<p>員、推進委員、申出人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、海岸に隣接する農地となっており、強風により海水が農地に入るなど、長年、農作物を耕作できる状態でなく、ダンジク等が生い茂っておりました。</p> <p>現地調査の折は、隣接する県道に、ダンジクが垂れ下がるなど、車の走行に支障がでることから、数日前に草払いを実施したと聞いておりますが、今後においても、農地としては利用は難しいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
10 番 委 員	<p>議案 12 号 整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 5 月 1 4 日 午前 9 時 3 0 分頃から、北部地区農業委員、推進委員、申出代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、写真で見ていただいたとおり、既に山林化となっており、耕作できるような状態ではありませんでした。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
委 員 一 同	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 12 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし。」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 12 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
事 務 局	<p>《議案第 13 号 第 2 回農用地利用集積計画（案）について》</p> <p>次に、議案第 13 号「第 2 回農用地利用集積計画(案)」について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の説明は 19 ページになります。</p> <p>上段部分利用権設定各筆明細は、農業基盤強化促進法による使用貸借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、田平町荻田免字天神塚 1134 番、現況地目「田」、面積 1,874 m²、設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>計、新規 1 件、1 筆、面積 1,874 m²となっています。</p>

事務局	<p>つづきまして、19 ページ下段、利用権設定各筆明細は、農地バンクを利用した使用貸借権になります。</p> <p>整理番号 2 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、生月町山田免字前田 503 番 2、現況地目「田」、面積 1,491 ㎡。設定する利用権については記載のとおりです。</p> <p>計 新規 1 件 1 筆、面積 1,491 ㎡となっています。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p>
13 番委員	<p>整理番号 1 番の件ですが、公売にかかっているが、貸借をしているどうなっているのか。</p>
事務局	<p>委員がおっしゃる通り公売に係っている土地でした。公売に参加する期日が 2 月 10 日までだったが参加者がおらず、税務課の方で取り下げをしており、その後に利用権を設定しているので問題はありません。今後再度公売に上がるかもしれないが、利用者が納得の上の利用権設定になる。また、今後公売の折にはその旨表示されるようになりますので、公売に参加される方は、考慮の上で参加することになります。耕作については利用権設定を受けている方との協議になります。</p>
会長	<p>いいでしょうか。ほかにありませんか。</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 13 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 13 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>■ 日程第 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p>	

委員一同
会長

「異議なし。」
異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会第2回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。

閉会時刻：10時50分

議長 _____ 印

議事録署名人

6番委員 _____ 印

7番委員 _____ 印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山下忠平
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	小川隆友
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸
	18	榊屋可恵